令和５年度ひがしこうち誘客促進キャンペーン

「ひがしこうちでGO！GO！！おでかけクーポン券」

説明会（2023年8月4日）概要

●事業概要（資料P.1）

　・目的

　　観光客や宿泊客についてはコロナ禍前の水準に戻りつつあるが、物価高騰の影響を価格転嫁できていない事業者においては、苦しい経営状況が続いており、ひがしこうちエリア内の観光事業者や宿泊事業者においても、少なからず影響を受けていると思われる。

そこで、宿泊客にクーポンを配布する当事業を昨年同様実施することで、滞在時間の延長やリピーターの掘り起し、観光消費額の拡大を図りながら、関係事業者の皆様を支援する。

・事業財源

事業費6,000万円のうち、4,000万円を高知県からの補助金で、残りの2,000万円をひがしこうちエリア内の9市町村からの負担金で賄っている。

　・キャンペーン期間

令和5年9月1日～令和6年1月31日まで

　・クーポン配布冊数

　　18,000冊

　・クーポン配布条件

　対象宿泊施設においてクーポン付き宿泊プランで宿泊した中学生以上の方

　国籍、居住地に制限はなし。コロナワクチン接種証明や陰性証明は不要

　・配布クーポン内容

　　①休前日　　　　※休前日・平日の区分は別紙参照

　　　税込3,500円以上の宿泊プランで宿泊された場合

　　　2,500円分（１枚500円×5枚つづり×１冊）

　　②平日

　　　税込7,000円以上の宿泊プランで宿泊された場合

　　　5,000円分（１枚500円×5枚つづり×２冊）

　・連泊について

　各宿泊施設の判断により、２泊目までをクーポン進呈の対象とできる

（例：金曜のみ宿泊…上限2冊　金土曜に宿泊…上限3冊）

・事業の流れ

　　「クーポン券対象宿泊施設」で配布していただいたクーポンを、「おでかけクーポン加盟店」で利用（消費）していただく

加盟店は四国銀行か郵便局経由で精算を行う（精算方法の詳細は後ほど）

●デザイン案（資料P.2～）

　・クーポン券デザイン（P.2）

　　デザインは異なるが、クーポン名は昨年と同じ。
昨年のものを間違えて受け付けないように加盟店は要注意

　　クーポン券表の右の方に通し番号と偽造防止のホログラムが入っている。

　　去年と同様、クーポン券裏面に宿泊施設と加盟店の印、クーポン券の利用年月日を記入する欄を設けている

　・クーポン券冊子（P.3）

　　冊子の表紙右上に冊子の通し番号を入れている。
宿泊施設が作成する発行管理表はこの番号で管理をする。
クーポン券が使える店（加盟店）はクーポン冊子表紙のQRコードから入った特設サイトで確認できるので宿泊客に紹介してほしい。
また、加盟店一覧を紙ベースでも宿泊施設に配布する。
クーポン冊子の裏表紙にWebアンケートの紹介を入れている。
5分程度で完了し、回答者には抽選でひがしこうちエリアの特産品が当たるので、チェックイン時に積極的に紹介していただきたい。

　・のぼりとステッカー（P.4）

　　加盟店に配布するPRツール

　　８月最終週に各加盟店に届けるので、目立つところに掲示してほしい。

　　掲載しているもののほか、A2サイズのポスターも作成し、送付する。

●クーポン券の利用例（P.5）

　・対象の宿泊施設において、中学生以上の大人が、クーポン券付き宿泊プランで宿泊すると、チェックイン時にクーポン券が進呈され、のぼりやステッカーが目印の加盟店で使える。

　・加盟店の皆様への注意事項

　　クーポン券をご利用の際の釣り銭は支払わない。
クーポン券利用分には領収証は発行しない。

　・クーポン券の利用対象とならないもの

　　税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金など出資や債務の支払い。
たばこ、有価証券、商品券（ビール券、図書券、独自発行する券など
旅行券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高い物の購入。
現金との換金、金融機関への預け入れ。
その他、このクーポン券の発行趣旨にそぐわないもの。

　・利用NGのパターン

　　加盟店登録している（ステッカーやのぼりがある）宿泊施設でもクーポン券の利用は可能だが、宿泊費の支払いには利用はできない。
加盟店登録している宿泊施設においては、宿泊費にクーポンが利用できたと利用者に誤解を与えないように取扱いには十分注意をしていただきたい。

　　クーポン券の裏面に宿泊施設名の記載（ゴム印）がない場合は加盟店で利用できないので、クーポン券が届いたら、必ず全てのクーポン券の裏面に宿泊施設名の記載（押印）をお願いしたい。

●宿泊施設の（プラン作成から発行管理表提出までの流れ）（P.6）

　・旅行商品の作成

　「宿泊プラン」という概念がない、電話等での予約受付のみで営業している場合は、予約を受け付ける際に、キャンペーンの趣旨を説明していただくなど通常の宿泊と区別していただきたい。

　また、配分冊数以上の予約受付をしないように注意して欲しい。昨年もクーポン券付き宿泊プランで宿泊したにも関わらず、クーポン券の在庫がないという理由で配布してもらえなかったという苦情が利用者からあった。

・受け取り＆PRツールの掲示

　　各宿泊施設へのクーポン券の配分冊数については、近日中に連絡予定。
クーポン券、クーポン券が利用可能な加盟店一覧、ポスター等のＰＲツールについては、８月最終週に各宿泊施設に直接配達予定。

　・クーポン券の配布

　　チェックイン時にクーポン券を配布して構わない。
クーポン冊子の裏表紙にWebアンケートの紹介を入れている。
5分程度で完了し、回答者には抽選でひがしこうちエリアの特産品が当たるので、チェックイン時に積極的に紹介していただきたい。

・発行管理表の提出　（※様式はP.8）

クーポン券を受け取られた方の名前と居住地を記入。

クーポン冊No欄にはクーポン冊子の表紙右上にある通し番号を記入。

クーポンを受け取られた方への調査を行う場合があるので、その際には連絡先の提供等のご協力を。

発行管理表は毎月10日までに当協議会までFAX等で提出。

発行管理表のデータはHPにも掲載するが、紙ベースのものがほしい場合は高知県東部観光協議会までご連絡を。

　・注意事項

キャンペーン期間は９月１日～１月31日までだが、クーポン券の配布は1月30日チェックインまで。

年末年始も対象とするが、宿泊施設の営業を強要するものではない。

クーポン券の額（2,500円）を宿泊料金に上乗せするかしないかは宿泊施設の自由だが、上乗せした宿泊プランを作成されるなど、宿泊施設の増収となるような取り組みも積極的に検討していただきたい。

●平日・休前日カレンダー（P.7）

・休前日の場合、一人あたり税込3,500円以上で１冊配布なので、2名で税込7,000円であれば、2冊進呈可能。

・一棟貸し等で、1人目税込8,000円、2人目税込3,500円の場合など2段階の値段設定については、お客様の混乱を避けるため、宿泊プランに進呈冊数を明記するか、一人あたり税込7,000円以上にするなど、わかりやすいプラン構成に変更してほしい。悩ましい場合は事務局までご相談を。

　・休前日は税込3,500円以上の宿泊プランで泊まった方に１冊、平日は税込7,000円以上の宿泊プランで泊まった方に倍の２冊を上限として配布可能

・ただし、通常のプランとの乖離が大きいなどの理由で、税込7,000円以上の宿泊プランが設定できない宿泊施設については、例外的に休前日平日関係なく１冊の配布となる。

・平日と休前日で配布するクーポンに差を設けているのは、休前日の宿泊需要の平準化を目的として、県が補助の要件として設定したものなので、必ず対応をお願いしたい。

　・連泊については、２泊目までを上限とするが、施設によって「１泊目だけ」「1人1回まで」などのルールを上乗せしていただくことは可能

　・平日2倍とするかどうか、連泊を進呈対象とするかどうかは、各宿泊施設の自由なので、お客様には、進呈札数について、各宿泊施設に確認するように事務局としてもHP等で周知を図る。

・連泊の定義については、一度チェックアウトした場合でも、実質的に連続して同じ宿泊施設に宿泊する場合は連泊として扱い、宿泊施設として可能な限り確認していただき、３泊目以降を配布対象としないように心がけて欲しい。

●四国銀行に口座をお持ちの加盟店さんのクーポン券受付から精算までの流れ

　（P.9）

　・PRツール

　　８月最終週には白い封筒（角２）で配達するので内容を確認し、PRツールを掲載してほしい。

　・クーポン券の受付

　　受け付けは9/1～1/31まで。

　　クーポン券の裏面に宿泊施設の記入（ゴム印）が無い場合は受け付けず、事務局に連絡を。
連絡を受けた場合、該当宿泊施設に連絡し、押印の手続きを取っていただく。

　・受け付けたクーポン券の裏面に加盟店名と利用日を記入（ゴム印可）。

　　紛失されたクーポン券は精算できないので、要注意。

　・クーポン券の精算
受付期間は9/1～2/9まで。最終受付日は2/9なので精算漏れに要注意。

精算の受付窓口は四国銀行の４支店（安芸、田野、室戸、甲浦）。

営業時間内に下記のものを持参して手続きを。

　①換金申込書（３部複写、記載例はＰ.１０）

　　現物は８月下旬に各加盟店に送付する。

　　登録番号欄には、当協議会受付番号を記入（例では１番）

　　クーポン券の枚数は事前に十分確認しておいてほしい。

　②参加申込書の写し（当協議会受付印のあるもの、例はP.11）

　　※8月中に対象加盟店にはお届けする。

　　　③クーポン券

　　　④通帳

　　銀行の窓口で入金伝票も記載が必要。

　　銀行窓口で確認が完了したら、その場で指定口座に入金される。

●四国銀行に口座をお持ちでない加盟店さんのクーポン券受付から精算までの流れ（P.12）

　・PRツール

　　８月最終週には白い封筒（角２）で配達するので内容を確認し、PRツールを掲載してほしい。

　・クーポン券の受付

　　受け付けは9/1～1/31まで。

　　クーポン券の裏面に宿泊施設の記入（ゴム印）が無い場合は受け付けず、事務局に連絡を。
連絡を受けた場合、該当宿泊施設に連絡し、押印の手続きを取っていただく。

　・受け付けたクーポン券の裏面に加盟店名と利用日を記入（ゴム印可）。

　　紛失されたクーポン券は精算できないので、要注意。

　・四国銀行に口座をお持ちの場合

　　四国銀行に口座をお持ちの場合でも、郵便局で精算可能

　・クーポン券の精算
受付期間は9/1～2/9まで。最終受付日は2/9なので精算漏れに要注意。

精算の受付窓口はひがしこうちエリア内にある郵便局の各支局（P.15）。

営業時間内に下記のものを持参して手続きを。

　　　①請求書（様式P.13、記載例P.14）

　　クーポン券の枚数は事前に十分確認しておいてほしい。

　　　②クーポン券
郵便局への持ち込みと振込日の関係はP.16のとおり。
9/8までに郵便局で受け付けられれば、9/15に支払予定。
9/22までに郵便局で受け付けられれば、9/29に支払予定。
以下、同じように計12回の受付締切日と支払日が設定されている。

　・様式６

　　請求書（様式６）のデータはHPにも掲載するが、紙ベースのものがほしい場合は高知県東部観光協議会までご連絡を。

●最後に

　最終ページにある特設サイトのURLは現時点では何も入っていない

　8月中旬までには、プレオープンする予定。

　【特設サイトURL】

　[hk-odekake.com](https://wwwhk-odekake.com)

●説明会の資料やこの説明概要、説明会時に配布した様式などは、

　高知県東部観光協議会のHPに記載している。

　【URL】

<https://higashi-kochi.jp/news/detail.php?id=150>



●事業実施に関する疑問点＆相談等は気軽にご連絡を。

　（一社）高知県東部観光協議会

　ＴＥＬ：0887-34-0866

　ＭＡＩＬ：tobukochi@vesta.ocn.ne.jp